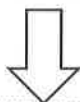


春日井市災害廃棄物処理計画策定準備について

- 平成26年3月に環境省が「災害廃棄物対策指針」を策定した。(別紙1)
- この指針に基づいて、都道府県と市町村も大規模災害に備え処理計画の策定をすることとなった。
- 愛知県は、平成28年10月に愛知県災害廃棄物処理計画を策定した。(別紙2)
- 春日井市は、環境省の「災害廃棄物対策指針」と愛知県の「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、平成30年度中に処理計画を策定していく。



春日井市の災害廃棄物等発生量 (愛知県推計)
可燃物 7,318t 不燃物 64,711t 合計 72,028t



これを概ね3年以内の処理を目指す。

(参考) 愛知県全体の災害廃棄物等発生量

可燃物 335万t 不燃物 1,728万t その他 646万t 合計 2,709万t

- 春日井市災害廃棄物処理計画の内容
 - ・ 全体処理スケジュール
 - ・ 収集運搬体制の構築
 - ・ 集積場所 (仮置場等) の選定
 - ・ 選別・処理方法
 - ・ 他自治体及び民間事業者との連携

第1章 背景及び目的

本指針は、都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものである。

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風、大雨、火山噴火などによる災害が発生しやすく、特に、世界全体に占める日本の地震の発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数の20.5%と世界の0.25%の国土面積に比して非常に高く、災害に対する備えなくしては成り立たない国土である。

平成7年の阪神・淡路大震災の経験により、大規模地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きいこと、また廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であることなどを考慮して、震災廃棄物対策指針（平成10年10月）が策定された。その後、平成23年に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、様々な災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害を遙かに超えた被害が広範囲に発生した。このため、上記指針に基づいて災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を作成していた市町村においても混乱が生じた。

本指針は、東日本大震災で得られたさまざまな経験や知見を踏まえ、また、近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風の被害への対応から得た知見や知識を加えたうえで、平成10年に策定された震災廃棄物対策指針の改訂を行うとともに、平成17年に策定された水害廃棄物対策指針との統合を行うものである。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、自然災害により発生した災害廃棄物の処理において実用的な技術情報を盛り込み、被災した地方公共団体だけでなく、支援する地方公共団体等にとっても実用的な指針とすることを目指して策定したものである。

本指針を参考に、各都道府県・市町村において実行ある処理計画の作成・改定が求められ、さらに実際に大規模災害や複合的な災害の発生時には、当該処理計画による柔軟な対応が必要であり、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めていくことが求められる。

本指針は、今後発生する災害や、地方公共団体での処理計画の作成・改定の取組を通じ、常に点検・見直しを図り、地域での取組と連動し、実効性のあるものに高めていくこととする。また、これらの取組を通して災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めていく。

第3章 基本的事項

(1) 本指針の位置付け

本指針は、災害対策基本法に基づく環境省防災業務計画、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめたものである。

災害対策基本法では、防災基本計画に基づき、環境省等の指定行政機関はその所掌事務に関し、防災業務計画を策定する必要があり、また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議（又は市町村长）は市町村地域防災計画を作成することが定められている。環境省防災業務計画（平成24年9月）では、環境省所掌事務に関し、国が実施する内容が定められているとともに、地域防災計画の作成の基準となるべき事項についても定められている。

本指針は、これらの計画を踏まえて、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項をまとめたものである。地方公共団体は、本指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う。

また、災害廃棄物の広域処理に関しては、災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引きが平成22年3月に策定されており、併せて参考とする。

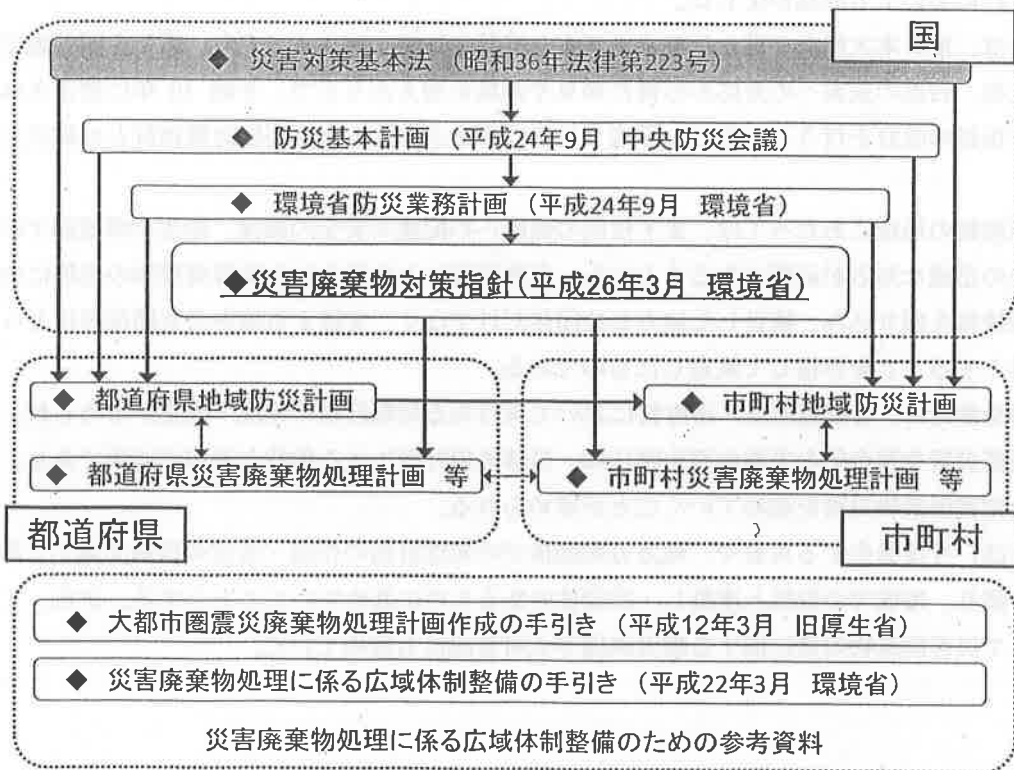


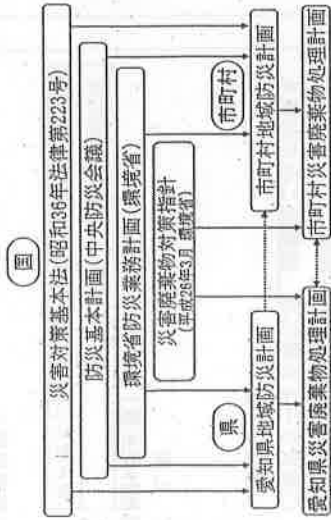
図 1-3-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

愛知県災害廃棄物処理計画の概要について

総則

1 計画策定の趣旨
本県における災害発生後の早期復旧・復興を果すべく、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するための計画を定める。

2 計画の位置付け
本計画は、環境省の指針を踏まえ、愛知県地域防災計画と整合を図りつつ、想定される災害を基にして、発災前の業務、発災後の応急対策、復旧・復興対策等に必要事項について、本県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめたもの



3 対象とする災害等
○地震災害、風水害、その他自然災害を対象
○被害想定は、本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定である、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」※
※南海トラフで発生したことが明らかで規模の大きい5地震を重ね合わせたモデル

【廃棄物の種類】

被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、し尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物、不燃物、木くず、コンクリートがら、金属くず、処理困難な廃棄物※、津波堆積物

※有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等

4 本県の特徴と災害廃棄物処理の基本方針

【本県の特徴】

- ・30年以内にM8以上の地震が起きる確率は70%程度
- ・三大都市圏の一つである中京圏の中核を成し、人口規模は全国4位、製造品出荷額等が38年連続で全国一の産業界
- ・濃尾平野の西部にはゼロメートル地帯も広がる

【災害廃棄物処理に係る基本方針】

- ・南海トラフ地震では、大都市である名古屋市等での家屋等の倒壊や沿岸部での津波による被害が大きい
- ・災害廃棄物は、通常時のごみの約10年分という大量かつ、処理困難物を含む様々な種類のものが発生

◆県内の市町村による連携
内陸部と沿岸部の市町村が連携した地域ブロック（尾張・西三河・東三河）により速やかな処理の実施

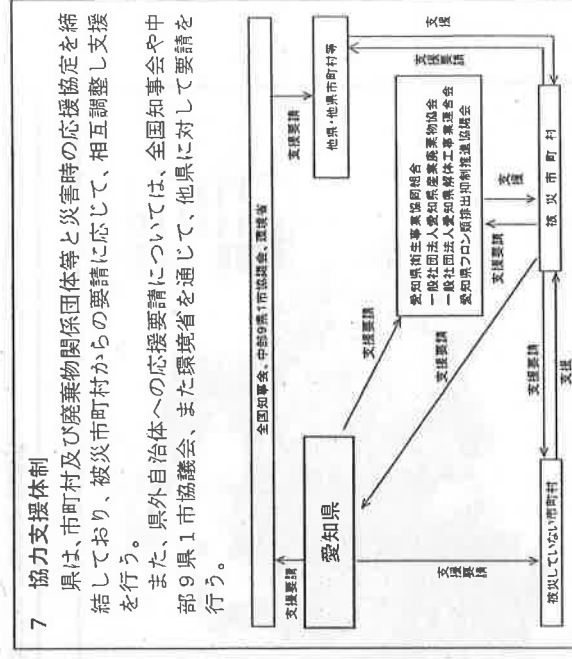
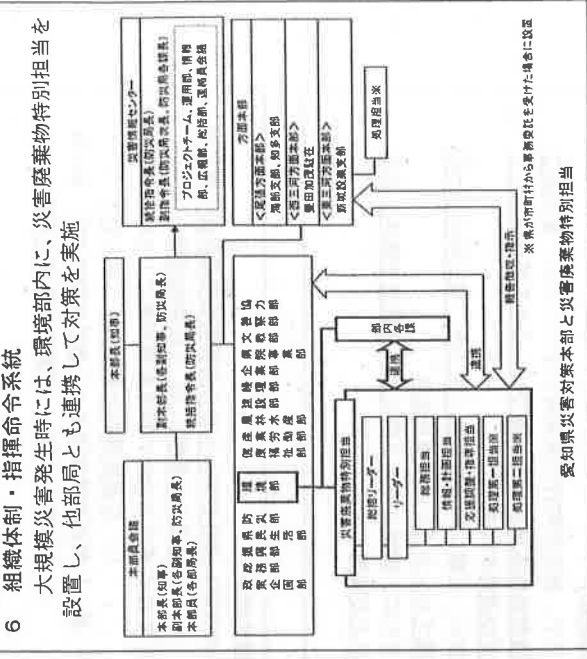
◆分別・選別の徹底及び再資源化の促進
大量の廃棄物に対し、発生段階から分別、仮置場での選別・再資源化による最終処分量の低減

◆民間事業者との連携
様々な種類の廃棄物を、民間事業者の力を最大限活用して、迅速かつ適正な処理を実施

5 処理主体・県の役割

【処理主体】
災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村が一義的な処理主体となる。

【県の役割】
市町村への廃棄物処理の技術的支援とともに、市町村間・民間事業者・他県・国との連携体制を整備する。甚大な被害を受けた市町村が、自らのみでは災害廃棄物の処理が困難な場合には、地方自治法に基づき、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う。



災害廃棄物処理対策

1 被災者の生活に伴う廃棄物（ごみ・し尿）

ア ごみ

【推計発生量】

発災前	発災1週間後
生活ごみ 5,700 t/日	5,100 t/日
避難所ごみ	600 t/日
合計	5,700 t/日

【処理対策】

○被災者の避難所への移動、避難所からの容器包装廃棄物・家庭からの粗大ごみの排出増加等に備え、市町村は災害時の収集体制の組み直し、収集車両が不足する場合は依頼先について、事前に整理

○発災3～4日後には、避難所ごみの収集を開始

イ し尿

【推計発生量】

発災前	発災1週間後
汲み取りし尿 360 kL/日	4,800 kL/日

【処理対策】

○市町村は、仮設トイレからの収集に対応するため、通常時に浄化槽汚泥を収集するバキュームカーの協力が得られるよう、事前に調整

○発災の翌日には、し尿の収集を開始
 ○発災後1カ月程度は、浄化槽汚泥の収集より、し尿収集を優先する
 （発災1週間後のし尿を収集するには、136～419台※のバキュームカーが必要。現在、し尿収集車両は約70台、浄化槽汚泥収集車両は582台）

※仮設トイレの設置状況等により変動

2 災害によって発生する廃棄物等

【推計発生量】

○本県のごみ総排出量の約10年分という多量の災害廃棄物等が発生

単位：万トン

災害廃棄物	津波堆積物	合計
尾張地域 1,272	373	1,645
西三河地域 471	168	639
東三河地域 319	106	425
県合計	2,062	2,709

【仮置場】

○市町村は、災害廃棄物を保管・処理するための仮置場の必要面積（338～380ha）に対して、6～7割の229haの候補地を確保

○今後、仮設住宅用地等の他の用途と調整しつつ、オープンスペースの事前確保を進める

【処理期間】

○概ね1年以内に仮置場へ撤去し、概ね3年以内に処理を完了

【既存処理施設の活用、リサイクルの推進】

○既存の廃棄物処理施設を最大限活用し、可燃物の約6割、不燃物の約7割を処理
 ○選別・再資源化を徹底し、発生量（2,709万t）の約8割（2,117万トン）をリサイクル
 ○上記のほか、仮設焼却炉による処理、県外広域処理等を実施

【処理困難物対策】

○有害廃棄物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車、廃船舶等の処理困難物が発生
 ○発災前に、PCB廃棄物の処理や建物内のアスベストの対策を促進するとともに、専門業者による処理体制を構築
 ○発災後は、PCB廃棄物やアスベストのほか腐敗性廃棄物など、生活環境への影響等が大きいものについて優先的な回収を行いつつ、適正処理を実施



3 地域ブロックによる連携

【連携の流れ】

- まず、被災市町村の自助努力をベースに、愛知県ごみ処理広域化計画に基づく13の広域化ブロック内での連携を推進
- 次に、必要に応じて尾張、西三河、東三河の3つの地域ブロックごとに連携を拡大
- さらに、地域ブロック間における協力や県外との広域による連携を検討・展開

4 計画の推進

- 【計画の推進】市町村における災害廃棄物処理計画の策定や広域的な連携について技術的支援
- 【人材育成】被災自治体の職員や専門家による研修を実施し、災害廃棄物対策を担う人材を育成
- 【訓練】関係機関や団体との連絡体制の確認、発災後の被害を想定した実践的な訓練を実施